

【タイトル】 1月研修会

【担当部会名】 源泉部会

【日時】 平成23年1月18日（火）PM3:00～PM4:30

【場所】 法人会館

【演題】『確定申告について』（誤りやすい事例）

【講師】 濱屋敷上席調査官（個人課税第1部門）

【概要】 研修は2部構成。

第一部は、濱屋敷上席調査官による『確定申告について』（誤りやすい事例）である。主な内容は以下の通り。

1. 事業所得

税込経理方式を適用している者が還付を受けた消費税等を雑収入に計上していない。

→消費税等の納税申告書を提出した日の属する年分の雑収入に計上する。

2. 一時所得

生命保険の満期保険金を受け取った人が保険料負担者でない場合でも、その保険金を一時所得として申告している

→保険金は、保険料負担者により取得したものとみなされ、贈与税の課税対象になる。

3. 医療費控除

子がアトピー性皮膚炎のため、医師の指示により、自宅でアトピー用の粉ミルクや自然食品による食事療法を行っている場合、その購入費用を医療費控除の対象としている。

→自宅で行う食事療法のためのアトピー用の粉ミルクや自然食品等の購入費用は、治療又は治療に必要な医療品の購入の対価には当たらず、医療費控除の対象とならない。



4. 寄附金控除

入学寄附金を寄附金控除の対象としている。

→入学1年目の年末までに支払った学校に対する寄附は、原則として寄附金控除の対象とならない。

第二部は、松尾源泉担当上席調査官による『**e-Tax** でダイレクト納付』である。



始めに国税庁ホームページのトップ画面で、**e-Tax** を利用する為の「初期設定」の説明を受けた。

次に **e-Tax** ソフトで、源泉所得税の納付手続きの流れを研修。①徴収高計算書（納付書）の金額入力②送信（電子証明書は不要）③通知の確認④納税

最後に **e-Tax** での納税方法の一つとして、ダイレクト納付（届出書を税務署へ提出すれば、指定口座から振替により納税）の説明を受け研修会を終了した。